

一般社団法人 日本自殺予防学会 自殺企図患者に対する継続支援研修委員会規程

第1条（目的）

この規程は、日本自殺予防学会（以下、学会という。）が「自殺企図患者に対する継続支援研修（仮）」（以下、本事業という。）を適切に実施するために設置する委員会の運用について必要な事項を定める。

第2条（事業内容）

本事業は、我が国において実施された ACTION-J 研究の成果を踏まえ、自殺未遂者の自殺再企図を防ぐためのケース・マネジメント技法を普及・啓発することを目的とする。

- 2 運営委員会は、研修会を企画立案し開催する。
- 3 運営委員会は、研修内容の骨子となるガイドラインを策定し公開する。
- 4 運営委員会は、研修の副読本となるテキストを企画立案し出版する。

第3条（委員会）

- 日本自殺予防学会は、本事業のための運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は、本事業の業務運営を審議し、事業全体の調整をする。
 - 3 委員長は河西千秋（常務理事）が務める。
 - 4 委員長は、運営委員として若干名を指名する。
 - 5 運営委員会は、各作業部会を設置しその実務に当たる。

第4条（事務局）

- 本事業は、札幌医科大学に事務局（事務局長：河西千秋常務理事）を置き、事務全体を管轄する。
- 2 事務局には、事務職員を若干名配置することができる。

第5条（事業費）

- 本事業は、学会事業費、各種団体等より補助された事業費、研修会参加費により実施される。
- 2 本事業の経理事務は、学会の会計とは独立して実施される。
 - 3 事務局は、年度ごとに決算報告書を取りまとめ、学会常務理事会に提出する。

第6条（雑則）

本規程に定めのない事項については、必要に応じ、運営委員会で協議の上決定し、その定めるところによるものとする。

附則

- 1) この規程は 2016(平成 28)年 3 月 10 日から施行する

2016(平成 28)年 3 月 10 日 制定